

参加希望者 様

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 遡上魚等撮影
- 2 業 務 場 所 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所
(三重県桑名市長島町十日外面136番地)
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日から令和8年11月30日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません
- 2 見積参加要件 令和7・8年度有資格業者名簿の物品製造等に登載されている者のうち、
(ア) 業種「ソフトウェア、情報処理、提供サービス（役務）」に登録していること
(イ) 営業品目「ソフトウェア、プログラム等のシステム開発・保守等」に登録していること
- 3 見積書等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りま。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに拠りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)見積書提出期限 令和8年10月15日 12:00 まで
 - 4)提出先 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
 - 5)質問書提出期限 令和8年10月13日 12:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年10月16日 12:00 までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
 - 4)契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。

遡上魚等撮影

仕 様 書

令和8年10月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「遡上魚等撮影」（以下「本作業」という。）に適用する。

第2節 業務概要

遡上魚を撮影することを目的として、長良川河口堰左岸呼び水式魚道に発注者から貸与するカメラを設置し、ネットワーク接続、録画サーバの起動、動作確認、タスク設定の作業を行うものである。

第3節 業務期間

業務期間は、休日等を含み、契約締結の翌日から令和8年11月30日までとする。
なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

第4節 業務場所

本業務の実施場所は以下のとおりである。

- (1) 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所
(三重県桑名市長島町十日外面 136 番地)

第5節 成果品の提出

1. 受注者は、次の成果品を提出するものとする。

- (1) ビデオ映像データ（外付け大容量記録媒体） 1 式
※ ビデオ映像データとは、ネットワークカメラ（2 台）で撮影し、録画サーバに記録された映像データをいう。
※ 外付け大容量記録媒体については、受注者において準備するものとする。

第6節 貸与品

本業務において必要となる撮影機器等（以下「貸与品」という。）については、次表のとおり貸与するものとする。

1. 貸与品一覧

品目	規格等		単位	数量	使用場所
ネットワークカメラ	CANON VB-M740E	付属品及び配線1式含む	台	2	左岸呼び水式魚道
PoE対応スイッチングハブ	SANWASUPPLY LAN-GIGAPOES5	配線1式含む	台	1	左岸呼び水式魚道
スイッチングハブ	BUFFALO BS-GU2005	配線1式含む	台	1	揖斐川・長良川総合管理所内
録画サーバ	NEC Express5800/T1 10j-S	付属品及び配線1式含む	台	1	揖斐川・長良川総合管理所内

2. 引渡し場所及び引渡し時期

- (1) 引渡し場所 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所
- (2) 引渡し時期 業務開始時

3. 返却場所及び返却時期

- (1) 返却場所 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所
- (2) 返却時期 業務で必要がなくなった時

第7節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 業務内容

1. ネットワークカメラ等設置撤去

- ① 受注者は、別紙－1に示す魚道監視カメラネットワークについて、左岸呼び水式魚道陸側階段部の最上段魚梯隔壁で、全幅 3m の同隔壁を陸側の水平部(幅 2m)及び川側の切欠部(幅 1m)に 2 分割し、各部分を撮影できるようにネットワークカメラを既設の架台に 2 台設置するとともに、既設の LAN ケーブルに接続させるものとする。また、PoE 対応スイッチングハブを魚道の機械室内に設置し、前述のネットワークカメラと既設の LAN ケーブル経由で接続させるものとする。
- ② 上記で設置したネットワークカメラ及び PoE 対応スイッチングハブは、撮影期間終了後に撤去し、機構へ返却するものとする。
- ③ 既設架台を覆う遮光設備(寒冷紗等)を設置する予定としている。受注者は、ネットワークカメラ等の設置撤去時において、遮光設備に損傷を与えないよう十分注意するものとする。
- ④ 別紙－1に示すビデオ映像データ取得システムは、管理所内にて常設しているため設置撤去の必要はない。

2. ビデオ画角・設定調整

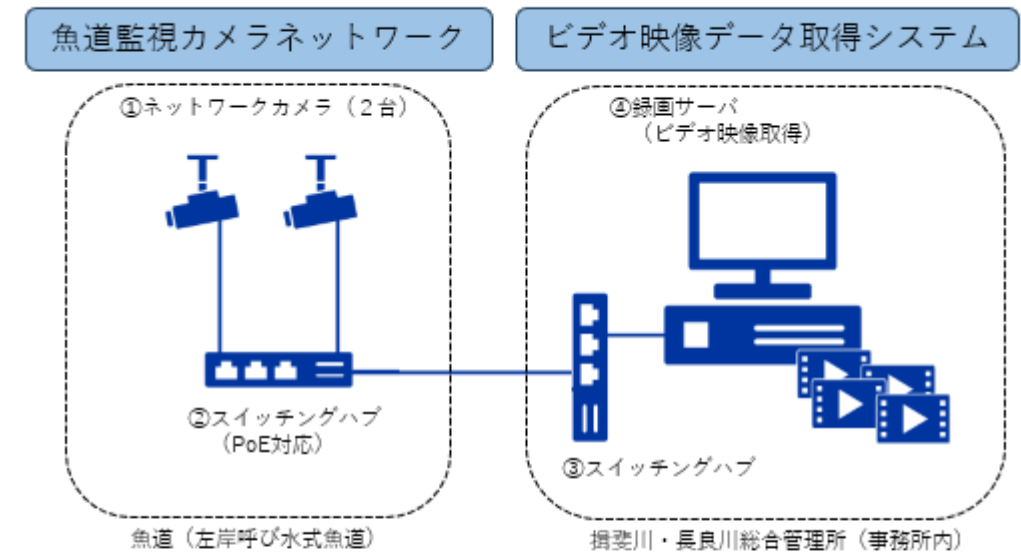
設置したネットワークカメラについて、カメラの画角や焦点など、カメラ設定機能について各種調整を実施するものとする。

3. 録画サーバリソース、ソフトウェア動作確認

録画サーバを稼働させる際には、サーバの基本的な構成である CPU やメモリ、HDD などの機器が正常に動作しているか一定時間稼働させるとともに、システムログやアプリケーションログ上に警告が出ていないか確認を行うものとする。

－ 以 上 －

システム構成図



名 称	規 格
① ネットワークカメラ	130万画素以上、H264
② スイッチングハブ (PoE対応)	5 ポート以上、IEEE802.3af
③ スイッチングハブ	5 ポート以上
④ 録画サーバ	Microsoft Windows Storage Server 2016 Workgroup Milestone XProtect Express+ インストール済み

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所			
	経理課 荒木悠太			
	電話番号	0594-42-5012	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

遡上魚等撮影

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について

見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐ 「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例) くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1